

## 別紙1

## 令和5年度分一人当たり保険税額の算定結果（令和4年度分算定との比較）

《医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合算》

（単位：円）

市町村名	令和4年度分算定 ①	令和5年度分算定 ②	比較	
			金額の差 ③=②-①	増減率 ④=③÷①
大分市	129,674	136,652	6,978	5.38%
別府市	102,417	112,406	9,989	9.75%
中津市	116,084	121,053	4,969	4.28%
日田市	133,922	143,894	9,972	7.45%
佐伯市	125,786	129,325	3,539	2.81%
臼杵市	115,139	124,489	9,350	8.12%
津久見市	117,275	121,954	4,679	3.99%
竹田市	142,494	146,452	3,958	2.78%
豊後高田市	121,481	128,140	6,659	5.48%
杵築市	125,607	129,856	4,249	3.38%
宇佐市	116,250	122,180	5,930	5.10%
姫島村	101,055	109,581	8,526	8.44%
日出町	132,867	141,983	9,116	6.86%
九重町	138,149	148,125	9,976	7.22%
玖珠町	136,645	142,927	6,282	4.60%
豊後大野市	124,993	128,400	3,407	2.73%
由布市	130,970	138,623	7,653	5.84%
国東市	119,750	124,243	4,493	3.75%
県平均	124,340	131,150	6,810	5.48%

注1 国が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」等に基づき算定。

2 一人当たり保険税額は、市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除いた額(本来の保険税額)であり、法定外一般会計繰入等を行った場合、実際の保険税額は一般的にこの金額より低くなる。

## 令和5年度分標準保険税率の算定結果

【留意事項】

この算定結果は、国が示した係数等に基づき令和5年度分を算定したものの。

市町村名	令和5年度分標準保険税率(3方式)								
	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
大分市	9.34	28,182	18,398	3.41	9,999	6,527	3.16	11,025	5,509
別府市	8.04	24,264	15,840	3.55	10,395	6,786	3.20	11,156	5,575
中津市	9.01	27,171	17,738	3.52	10,309	6,730	3.24	11,274	5,634
日田市	9.51	28,702	18,737	3.35	9,821	6,411	3.06	10,650	5,322
佐伯市	8.37	25,259	16,490	3.47	10,166	6,637	3.13	10,908	5,451
臼杵市	8.63	26,032	16,994	3.51	10,297	6,722	3.21	11,191	5,592
津久見市	8.15	24,578	16,045	3.39	9,933	6,485	3.09	10,759	5,376
竹田市	9.01	27,181	17,744	3.34	9,806	6,402	2.99	10,425	5,210
豊後高田市	8.73	26,342	17,197	3.44	10,074	6,577	3.17	11,038	5,516
杵築市	9.35	28,201	18,410	3.45	10,103	6,596	3.18	11,064	5,529
宇佐市	8.29	25,007	16,325	3.38	9,918	6,475	3.12	10,881	5,437
姫島村	6.81	20,533	13,404	3.36	9,848	6,429	3.01	10,498	5,246
日出町	10.16	30,641	20,003	3.44	10,075	6,577	3.20	11,163	5,578
九重町	9.54	28,785	18,791	3.32	9,734	6,355	2.99	10,411	5,202
玖珠町	9.22	27,801	18,149	3.30	9,683	6,321	2.97	10,362	5,178
豊後大野市	8.86	26,717	17,442	3.35	9,828	6,416	3.11	10,838	5,416
由布市	9.93	29,970	19,565	3.47	10,177	6,644	3.27	11,398	5,696
国東市	8.84	26,676	17,414	3.33	9,773	6,380	3.05	10,640	5,317

注1 国が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」等により県が算定したもので、この保険税率により計算した一人当たり保険税額が別紙1の「令和5年度分算定②」の額となる。

2 市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除いている。

3 令和5年度に実際に賦課される保険税率は、県が算定する標準保険税率等を参考に各市町村が決定する。

4 3方式とは、所得割(世帯に属する被保険者の所得に応じて)、均等割(被保険者一人当たり)、平等割(一世帯当たり)によって、世帯の国保保険税額を算定する方法。